

公益財団法人隠岐の島町教育文化振興財団

定 款

公益財団法人 隠岐の島町教育文化振興財団

公益財団法人 隠岐の島町教育文化振興財団定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人隠岐の島町教育文化振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県隠岐郡隠岐の島町に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、隠岐の島町の活性化を図り、伝統文化の保存活用、文化芸術及び体育・スポーツ活動の振興に関する教育普及活動の推進並びに町民交流の場の提供等を通して、文化芸術の振興と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 音楽、演劇、映像、舞踊、文芸、その他の文化振興及び体育・スポーツ活動に関する事業
- (2) 伝統文化の保存、伝承、育成、交流に関する事業
- (3) 伝統文化の調査研究・教育・情報発信に関する事業
- (4) 文化・体育・教育情報の収集及び提供に関する事業
- (5) 文化・体育・教育に関する公共施設の管理運営に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は隠岐の島町において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種類別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益財団法人への移行時の基本財産として、別表で特定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、この法人の目的を達成するために管理しなければならない、これを処分又は担保に供す

ることができない。ただし、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告しなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第8条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第173条から第177条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(4) 評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他の特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、

監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を島根県知事に届けなければならない。

（評議員に対する報酬等）

第13条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の費用の支給基準については、評議員会の決議を経て、別に定める。

第5章 評議員会

（設置及び構成）

第14条 この法人に評議員会を設置し、すべての評議員をもって構成する。

（権 限）

第15条 評議員会は次の事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任及び解任
- （2）理事及び監事の報酬等の額
- （3）評議員に対する報酬等の支給の基準
- （4）貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- （5）定款の変更
- （6）残余財産の処分
- （7）基本財産の処分又は除外の承認
- （8）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第16条 評議員会は定時評議員会として毎事業年終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第17条 評議員会は法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅延無く評議員会を招集しなければならない。

4 評議員会を招集する場合には、理事長は、評議員会の開催日の7日前までに評議員に対して書面をもって、通知しなければならない。

(議 長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員のうちから選出する。

(決 議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議及び報告の省略)

第20条 評議員が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることでできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

2 評議員又は監事が、評議員及び監事の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

3 前2項に定めるもののほか、評議員会の決議及び報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長の他出席した評議員のうちからその評議員会において選任された議事録署名人の

2名を選定し、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

（役員の設置）

第22条 この法人に次の役員を置く。

（1）理事 3名以上12名以内

（2）監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とし、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事は同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 必要に応じて業務執行理事を置くことができる。

（役員の選任）

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 第22条第2項の理事並びに業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事には、この法人の理事及び評議員並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の日常の業務を執行する。

5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度において、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

6 業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、この法人に関し、次の各号に規定する職務を行う。

（1）理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

（2）理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べること。

（3）必要があると認めるときは評議員会に出席し、意見を述べること。

（4）理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会及び評議員会に報告すること。

(5) その他監事に認められた法律上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を島根県知事に届け出なければならない。

(役員の解任)

第27条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員に対する報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の費用の支給基準については、評議員会の決議を経て、別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務遂行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 評議員会で定めるもの以外の規定等の制定、変更及び廃止

(招 集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。ただし、一般法人法第93条第3項又は同法第101条第3項に該当する場合は、この限りではない。

2 理事会を招集する者は、理事会の開催日の7日前までに、各理事及び監事に対して、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示した書面、又は電磁的方法により通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

2 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しないことについて、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の理事会への報告があったものとみなす。

3 前2項に定めるもののほか、理事会の決議及び報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事並びに監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的、第4条に規定する事業及び第11条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

3 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、島根県知事の認定を受けなければならない。

（解 散）

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、この法人の目的に類似する目的を有する他の公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、この法人の目的に類似する目的を有する他の公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

（設置等）

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

（備付け書類及び帳簿）

第41条 理事長は、この法人の主たる事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

（1）定款

（2）認定、認可等及び登記に関する書類

（3）評議員会及び理事会の議事に関する書類

（4）役員の報酬等の支給の基準

（5）事業計画書及び収支予算書

（6）事業報告、収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表並びにこれらの付属明細書

（7）財産目録

（8）監査報告

- (9) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、規程によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第42条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

- 第43条 この法人が、事業等で提供された個人情報は、この法人が規定する個人情報保護に関する要綱等の規定及び個人情報の保護に関する法律等の法令に基づき、提供された用途に必要な範囲で利用し、特段の事情がある場合を除き、本人の同意なく第三者に開示しないこととする。また、本人の同意後に個人情報の利用停止の申出があった場合は、直ちに利用停止しなければならない。

(公 告)

- 第44条 一般法人法第331条で定める、この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

第11章 補則

(委 任)

- 第45条 この定款に規定するもののほか、この法人の運営に関する事項は理事会が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する評議員は、別紙1評議員名簿のとおりとし、この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙2役員名簿のとおりとする。

附 則

この定款は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 25 年 11 月 22 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 28 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 6 年 6 月 20 日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	内訳
投資有価証券等	107,000,000円

別紙 1

公益財団法人隠岐の島町教育文化振興財団の最初の評議員名簿

石 橋 史 子
大 上 博 人
嶽 野 正 弘
田 中 井 敏 勝
服 部 愛 子
春 木 節 子
村 尾 秀 信

別紙 2

公益財団法人隠岐の島町教育文化振興財団の最初の理事・監事名簿

役員名	氏名	役職
代表理事	中 川 恵 子	理事長
代表理事	橋 本 真 治	専務理事兼事務局長
理事	池 田 和 広	
理事	小 川 静 香	
理事	佐 々 木 正 人	
理事	吉 井 重 伸	
理事	高 梨 洋 子	
理事	森 口 光 春	
理事	牧 尾 実	
理事	濱 崎 倫 也	
監事	藤 野 朗	
監事	村 上 静 夫	